

一般財団法人日本フットサル連盟 登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟(以下「連盟」という。)に加盟する加盟登録団体に登録するチーム及びその選手について、必要な事項に定めるものとする。

(チーム)

第2条 4月1日より翌年3月31日までの間に連盟及び加盟登録団体が主催するリーグ戦に出場するチームは、連盟にチーム登録をしなければ公式試合に出場することはできない。

2 チームは、連盟に(財)日本サッカー協会フットサル大会登録及び連盟加盟申請をしなければならない。

(選手)

第3条 前条のチーム登録したチームの選手は、(財)日本サッカー協会の個人登録をしなければ公式試合に出場することはできない。

(資格)

第4条 選手を次の2種の区分に分ける。

(1) 日本フットサルリーグ(以下「Fリーグ」という。)所属選手

(2) 上記以外の選手

2 前項第1号の選手は、Fリーグ所属同意書を提出しなければならない。

(追加登録)

第5条 第2条第2項で、登録を行ったチームで、新たに追加登録する選手は、(財)日本サッカー協会フットサル大会変更届出及び誓約書により届け出なければならない。

2 前項の届出は、追加登録を行うチームが所属する連盟に必要書類が受理されてから14日目以降に公式試合に出場することができる。

3 Fリーグに登録する選手は、別に定める。

(移籍)

第6条 第2条第2項で、登録を行ったチームで、連盟に登録された別のチームへ移籍を希望する選手は、(財)日本サッカー協会フットサル大会変更届出、抹消の写し及び移籍元チームの承諾書により届け出なければならない。

2 前項の届出は、移籍先チームが所属する連盟に必要書類が受理されてから14日目以降に公式試合に出場することができる。

3 第2条2項で、登録を行ったチームから(財)日本サッカー協会フットサル大会変更届出により抹消の申請がなされ、チームが所属する連盟に必要書類が受理されてから14日が経過した者が、別のチームに登録する場合は追加登録の扱いとし、第5条によるものとする。

4 移籍できる期間は、4月1日から11月30日までとする。但し、所属リーグが11月30日以前に終了した場合は、その日以降は、他のリーグへ移籍することはできない。

5 前項の規定に関わらず、Fリーグに登録する選手は、別に定める。

6 外国籍選手の移籍は、国際移籍証明書の提出をしなければ公式試合に出場することはできない。

(選手登録)

第7条 次の各号に該当するチームは、第3条に加え連盟に選手登録をしなければならない。

(1) Fリーグに参加するチーム

(2) 地域フットサルリーグに参加するチーム

(3) 連盟が指定したチーム

2 前項に該当するチームは、選手登録料を連盟に収めなければならない。

なお、その選手登録料の額は、以下の通りとする。

(1) Fリーグに所属する選手 2,000円

(2) 地域フットサルリーグに所属する選手 2,000円(男子・女子)

(3) 都府県フットサル1部リーグに所属する選手 2,000円(男子)

3 1項に該当するチームは、24名まで登録することができる。但し、Fリーグに参加するチームの選手登録数は別に定める。

4 1項に該当するチームは、4名まで外国籍選手を登録することができる。

(雑則)

第8条 本規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、事務局長が定める。

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則 この規程は、平成22年5月16日より施行する。

この規程の改正は、平成22年11月6日とする。

この規程の改正は、平成24年3月25日とする。